令和6年度 浜松市立金指小学校 いじめ防止基本方針に係る学校評価

- 1. いじめの防止等のための対策 具体的な取組 (括弧書きは、いじめ防止対策推進法関連条文)
 - 取組1「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」に関すること (法3条、4条、13条、34条)
 - 取組2「校内いじめ対策委員会」に関すること (法8条、9条、15条、16条、18条、19条、22条、23条、25条、28条、34条)
 - 取組3「金指小学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組に関すること (法15条、16条、18条、19条、23条、28条)
 - 取組4 学校評価における留意事項に関すること(法34条)

2. いじめの防止等のための対策 目標

(令和6年度の重点は、ゴシック字体)

- 目標 1 「金指小学校いじめ防止基本方針」を公表し、子供、保護者、学校運営協議会に説明する。
- 目標2 「金指小学校いじめ防止基本方針」は、必要に応じて見直す。
- <mark>目標3</mark> 組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために「校内いじめ対策委員会」を機能させる。
- 目標4 校長は、いじめ防止等の対策が実効的に機能するようリーダーシップを発揮する。
- 目標 5 校務分掌に位置付けられたいじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、 対策や会議などの企画・運営を行う。
- 目標6 いじめの早期発見に向けて、子供に定期的な調査(学校生活・いじめアンケート)と個人面談を行う。また子供や保護者がいじめに係る相談をしやすい体制を整備するとともに、教職員がいじめを発見、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに「臨時校内いじめ対策委員会」を開催する等、組織的な対応につなげる。
- 目標7 いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、必要に応じて心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)等の参加について積極的に検討する。
- 目標8 いじめ防止等のための対策の目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

3. いじめの防止等のための対策 評価項目

【いじめの未然防止・早期発見と組織的対処】

- 1. 教職員は、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校・学級(環境)づくりに努めたか。
- 2. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめの相談・通報を受け付け、いじめの早期発見・事案 対処のため、いじめの疑いに関する情報や子供の問題行動などに係る情報を収集し、適切に 記録し、情報を共有したか。
- 3. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめに係る情報があった時には、速やかに会議を開催したか。
- 4. 「校内いじめ対策委員会」は、情報を共有し、子供に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行ったか。

- 5. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめを受けた子供に対する支援、いじめを行った子供に 対する指導の体制・対応方針を決定し、保護者と連携しながら組織的に対応したか。
- 6. 校長は、「金指小学校いじめ防止基本方針」の具体的な指導計画に基づく取組が実施されているか検証を促したか。
- 7. 校長は、「金指小校内いじめ対策委員会」が的確にいじめに係る情報を共有し、共有された 情報を基に、組織的に対応できるよう体制を整備したか。
- 8. 校長は、いじめの事実関係の把握や、いじめであるか否か、解消の有無等の判断を行った か。
- 9. いじめ対策コーディネーターは、いじめに関する情報を収集し、学校全体の実態を把握したか。
- 10. いじめ対策コーディネーターは、保護者・地域・関係機関との連携の窓口を担ったか。
- 11. いじめ対策コーディネーターは、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校(環境) づくりを推進したか。
- 12. いじめ対策コーディネーターは、校内研修を企画・運営したか。
- 13. 担任は、子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動を行ったか。
- 14. 担任は、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うために、道徳教育や体験活動の充実を図ったか。
- 15. 担任は、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援を行ったか。
- 16. 担任は、朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組や「心の健康」の取組を 通して、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土づくりに努めるとともに、子供の社会 性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動を行ったか。

【いじめの防止等に関する取組】

- 17. 担任は、年3回の「はままついじめアンケート」(タブレット調査)及び年2回の「学校生活・いじめアンケート」(紙媒体)を活用し、児童の実態把握及び早期対応に努めたか。
- 18. 担任は、アンケート調査実施後、速やかに個別面談を行ったか。
- 19. 教職員は、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早い段階から関係する 子供に関わりをもったか。
- 20. 教職員は、いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりしたときには、直ちに教育相談や事実確認を行うとともに、速やかに管理職及びいじめ対策コーディネーターに報告したか。
- 21. 教職員はいじめに係る情報について、5W1Hや関係性を明らかにした上で事実を適切に 記録し、保管したか。
- 22. 教職員は、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通したか。
- 23. 教職員は、いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努めたか。
- 24. 教職員は、関係する保護者に適切に情報提供を行い、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行ったか。

【関係機関との連携】

- 25. いじめ対策コーディネーターは、「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報や結果を月に1回、教育委員会に報告したか。
- 26. 校長は、いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき)、事案について直ちに教育委員会に報告したか。教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応したか。

【「金指小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し】

- 27. 学校は、「金指小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページ等で公表したか。
- 28. 学校は、各年度の開始時に、「金指小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明したか。
- 29. 学校は、「金指小学校いじめ防止基本方針」について、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める等、実効性のある方針になるように努めたか。
- 30. 「校内いじめ対策委員会」は、子供の実態を踏まえ、当該年度における目標を設定し、達成状況を評価し、必要に応じて「金指小学校いじめ防止基本方針」を見直したか。
- 31. 「校内いじめ対策委員会」において、本校のいじめの実態やいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、計画の見直しなどを行ったか。
- 32. 校長は、自校のいじめに関する自己評価の結果を学校運営協議会に報告し、評価を受けたか。

令和6年度 浜松市立金指小学校 いじめの防止等のための対策

取組1「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」に関すること (法3条、4条、13条、34条)

令和4年度に、国、市のいじめ防止基本方針等を参考にして改定した「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校いじめ防止基本方針」)を周知し、内容について実効的に機能しているかを「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」(以下「校内いじめ対策委員会」)を中心に点検し、必要事項を見直す。

(1)「学校いじめ防止基本方針」を公表し、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。

【目標1】

- ①「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページ等で公表する。
- ② 各年度の開始時に、「学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会に 説明する。
- (2)「学校いじめ防止基本方針」は、必要に応じて見直す。【目標2】
 - ① 保護者、地域住民、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に意見や支援を求める等、 実効性のある方針になるように努める。
 - ② 子供の意見も取り入れるなど、いじめの防止等について子供の主体的かつ積極的な参加が確保できるように努める。

取組2「校内いじめ対策委員会」に関すること

(法8条、9条、15条、16条、18条、19条、22条、23条、25条、28条、34条) 「校内いじめ対策委員会」が、いじめの組織的対応の中核として機能するような体制を整備し、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を参画させる。

(1) 組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために「校内いじめ対策委員会」を機能させる。

【目標3】

- ① いじめの未然防止
 - ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。
 - イ 「校内いじめ対策委員会」の構成員や活動について子供や保護者に対して周知する。
- ② いじめの早期発見・事案対処
 - ア いじめの相談・通報を随時受け付け、いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑い に関する情報や子供の問題行動などに係る情報を積極的に収集、適切に記録し、情報を共有 する。
 - イいじめに係る情報があった時には、速やかに会議を開催する。
 - ウ 情報を共有し、子供に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係を把握し、 いじめであるか否かの判断を行う。
 - エ いじめを受けた子供に対する支援、いじめを行った子供に対する指導の体制・対応方針を 決定し、保護者と連携しながら組織的に対応する。
- (2) 校長は、いじめ防止等の対策が実効的に機能するようリーダーシップを発揮する。【目標4】
 - ① 「学校いじめ防止基本方針」の具体的な指導計画に基づく取組が実施されているか検証するよう促す。

- ② 「校内いじめ対策委員会」が的確にいじめに係る情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるよう体制を整備する。
- ③ いじめの事実関係の把握や、いじめであるか否か、解消の判断を行う。
- (3) 校務分掌に位置付けられたいじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、対策や会議などの企画・運営を行う。【目標 5】
 - ① いじめに関する情報を収集し、学校全体の実態を把握する。
 - ア 教職員や子供の表れから情報を収集・集約する。
 - イ 保護者や地域から情報を収集及び集約する。
 - ウ 定期的にアンケート調査を行うよう計画し、・実施・分析する。
 - エ 「校内いじめ対策委員会」に集められた情報を事案ごとに記録し、保管する。
 - ② 保護者・地域・関係機関との連携の窓口を担う。
 - ア 保護者や地域に向けていじめ問題の対応について発信する。
 - イ 教育委員会、児童相談所、警察、家庭裁判所、医療機関等関係機関と連携する窓口となる。
 - ウスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携する窓口となる。
 - エ 必要に応じて、ケース会議を計画・実施する。
 - ③ 「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校(環境)づくりを推進する。 学級づくりを軸として、道徳科や特別活動を通して子供たちが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、人権意識の向上を図るよう働き掛ける。
 - ④ 校内研修を企画・運営する。 校内研修を企画し、教職員のいじめへの感度を高め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の共通理解を図る。

取組3「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組に関すること

(法15条、16条、18条、19条、23条、28条)

- (1) いじめの早期発見に向けて、子供に定期的な調査(学校生活・いじめアンケート)と個人面談を行う。また子供や保護者がいじめに係る相談しやすい体制を整備し、教職員がいじめを発見し、又、子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに「臨時校内いじめ対策委員会」を開催する等、組織的な対応につなげる。【目標6】
 - ① 担任は、年3回の「はままついじめアンケート」(タブレット調査)及び年2回の「学校生活・いじめアンケート」(紙媒体)を活用し、児童の実態把握及び早期対応に努める。
 - ② 担任は、アンケート調査実施後、速やかに個別面談を行う。
 - ③ 教職員は、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早い段階から関係する 子供に関わりをもつ。
 - ④ いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。
 - ⑤ 教職員が得たいじめに関する情報は、アンケート及び面談後同日中に発達支援コーディネーターに対応を諮るとともに、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ⑥ 5W1Hや関係性を明らかにした上でいじめに係る事実を適切に記録し、保管する。
 - ⑦ 「臨時校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

- ⑧ いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。
- ⑨ 関係する保護者に適切に情報提供を行い、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行う。
- ⑩ 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報や結果を月に1回、教育委員会に報告する。
- ⑪ いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき)、事案について直ちに教育委員会に報告する。教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。
- (2) <u>いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、必要に応じて</u> <u>心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)等の参加について積極</u> 的に検討する。【目標7】
 - ① いじめ対策コーディネーターは、保護者・地域・関係機関との連携の窓口を担う。[再掲] ア 保護者や地域に向けていじめ問題の対応について発信する。
 - イ 教育委員会、児童相談所、警察、家庭裁判所、医療機関等関係機関と連携する窓口となる。
 - ウスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携する窓口となる。
 - エ 必要に応じて、ケース会議を計画・実施する。
 - ② 校長は、「金指小校内いじめ対策委員会」が的確にいじめに係る情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるよう体制を整備する。
 - ③ 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)等の参加について積極的に協力を求める。
 - ④ 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報や結果を月に1回、教育委員会に報告する。
 - ⑤ 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときに は、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
 - ⑥ いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき)、事案について直ちに教育委員会に報告する。教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

取組4 学校評価における留意事項に関すること

(法34条)

- (1) いじめ防止等のための対策に関する目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。【目標8】
 - ① 「校内いじめ対策委員会」において、子供の実態を踏まえ、当該年度における目標を設定し、達成状況を評価し、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」を見直す。
 - ② 「校内いじめ対策委員会」において、本校のいじめの実態やいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、計画の見直しなどを行い、その結果を学校運営協議会に報告し、評価する。

令和6年度 浜松市立金指小学校 いじめの防止等のための対策アンケート(学校評価)の結果と考察

【令和6年度の重点について】

<mark>目標3</mark> 組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために「校内いじめ対策委員会」を機能させる。

<評価できる項目>(肯定的評価が 90%以上だった項目)

- 1. 教職員は、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校・学級(環境)づくりに努めたか。…99%
- 2. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめの相談・通報を受け付け、いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や子供の問題行動などに係る情報を収集し、適切に記録し、情報を共有したか。・・・100%
- 3. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめに係る情報があった時には、速やかに会議を開催 したか。…100%
- 4. 「校内いじめ対策委員会」は、情報を共有し、子供に対するアンケート調査や聴き取り 調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行ったか。…100%
- 5. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめを受けた子供に対する支援、いじめを行った子供に対する指導の体制・対応方針を決定し、保護者と連携しながら組織的に対応したか。 …100%
- 7. 校長は、「金指小校内いじめ対策委員会」が的確にいじめに係る情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるよう体制を整備したか。 …100%
- 11. いじめ対策コーディネーターは、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校(環境)づくりを推進したか。…100%
- 31. 「校内いじめ対策委員会」において、本校のいじめの実態やいじめの対処がうまくいか なかったケースの検証、計画の見直しなどを行ったか。・・・100%

<課題となる項目> (肯定的評価が90%未満だった項目) なし

【分析と考察】

「校内いじめ対策委員会」は、昨年度明らかになった課題を受け、情報共有や事実確認及び事後対応の手順や方法を改善しました。また、年度の途中において、組織を機能させることやいじめ案件の対処方法に問題点が見られた際は、すぐに改善策を練り、次の取組までに整理し直して職員に周知し、全員が納得したうえで取組を進める、といった段取りで委員会を機能させてきました。その成果が結果に表れたと考えます。

引き続き、対応とともに見えてくる課題には組織的に対応しながら、柔軟に解決できる組織体制の構築に努めていきます。

目標6 いじめの早期発見に向けて、子供に定期的な調査(学校生活・いじめアンケート)と個人面談を 行う。また子供や保護者がいじめに係る相談をしやすい体制を整備するとともに、教職員がいじ めを発見、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに「臨時校内いじ め対策委員会」を開催する等、組織的な対応につなげる。

<評価できる項目>(肯定的評価が90%以上だった項目)

- 17. 担任は、年3回の「はままついじめアンケート」(タブレット調査)及び年2回の「学校生活・いじめアンケート」(紙媒体)を活用し、児童の実態把握及び早期対応に努めたか。 …100%
- 18. 担任は、アンケート調査実施後、速やかに個別面談を行ったか。…100%
- 19. 教職員は、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早い段階から関係する子供に関わりをもったか。…99%
- 20. 教職員は、いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりしたときには、直ちに教育相談や事実確認を行うとともに、速やかに管理職及びいじめ対策コーディネーターに報告したか。…99%
- **22**. 教職員は、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通したか。 ...99%
- 23. 教職員は、いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努めたか。…99%
- 24. 教職員は、関係する保護者に適切に情報提供を行い、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行ったか。…99%

<課題となる項目> (肯定的評価が90%未満だった項目) なし

【分析と考察】

本校では今年度、「はままついじめアンケート」(タブレット)による調査を、5月、10月、1月(1年生のみ5月は紙媒体での実施)の3回、「学校生活・いじめアンケート」(紙媒体)による調査を、6月と11月の2回、実施しました。ねらいや質問項目の異なる2種類のアンケートの実施によって、児童を取り巻く状況がより明確になり、さらにいじめ対策委員会(全員参加)での多面的・多角的な情報共有によって、児童理解を深めることができました。それにより、突発的に事案が起こった際にも、組織として落ち着いてすばやく対応することができました。

また、アンケート実施日の翌々日から児童全員と個別面談を行いました。このことにより、昨年度より時間的なゆとりが生まれ、いじめの早期発見への対応や相談機会の確保ができ、より効果的でタイムリーな指導・支援につながったと思います。

目標7 いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、必要に応じて心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)等の参加について積極的に検討する。

〈評価できる項目〉(肯定的評価が90%以上だった項目)

25. いじめ対策コーディネーターは、「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報や 結果を月に1回、教育委員会に報告したか。…100%

<課題となる項目>(肯定的評価が90%未満だった項目)

10. いじめ対策コーディネーターは、保護者・地域・関係機関との連携の窓口を担ったか。 … 「あまり行わなかった」100%

【分析と考察】

今年度も、生徒指導・いじめ対策委員会や就学支援委員会に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに参加いただき、気になる児童について情報共有したり、保護者や関係機関に積極的につないだりすることができました。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童や保護者に、丁寧且つ継続的に関わるとともに、該当する担任へカンファレンスすることで関係職員の子供やその保護者に対する理解を深めることができました。

他方、スクールカウンセラーと保護者との連携窓口は養護教諭、スクールソーシャルワーカーと地域・関係機関との連携窓口は教頭が担い、いじめ対策コーディネーターは直接的に窓口を担うことはあまりなく、全体を広く把握する、という役割となりました。多くの人や機関との連携が進むにつれ、誰が窓口を担い、どのように多くの情報を集約していくかが課題となります。

来年度に向けて、どのような案件でどのような関係機関とつなぐと効果的か、また学校の役割は何かについて、積極的に検討し、子供たちが毎日笑顔で学校生活を送ることができるよう努めていきたいと思います。

学校関係者評価(※令和6年度第4回学校運営協議会 委員による)

- 引き続き学校全体として、いじめを許さない雰囲気を醸成していってほしい。
- ・ いじめの様態は様々あるため、その状況をしっかりと把握した上で、適切な関係機関等と連携 していく必要がある。
- ・ 家庭との連携・協力及び家庭でのいじめに対する理解促進は欠かせない。情報モラルについては、保護者の危機意識が低い実態も見受けられるため、引き続き子供だけでなく保護者にも情報 モラルに関する研修会や講演会を企画していく必要がある。

学校関係者評価を受けて(改善策)

- ・ 保護者や地域の皆さんと、いじめの捉え方や実態、対応に関する考え方を、いじめ防止基本方 針に則って共有する機会を設けたり、広報活動を積極的に行ったりする。
- ・ 保護者や児童が情報モラルに関する意識を高めることができる機会(講座や懇談会など)を積極的に取り入れる。